

平成30年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会

- 1 開催日 平成31年2月21日(木) 13:30～14:40
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員  
・渡邊美成委員・森本仁子委員  
[事務局 高木光一・萩本泰宏・石田智直・山本みち代]
- 4 欠席者
- 5 傍聴者 なし

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から平成30年度第9回の定例会を開催いたします。まず、「議事録の承認について」ですが、平成30年1月16日開催の平成30年度第8回定例会の議事録については、私と鈴木秀輝委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：次の議事録署名委員ですが、山本久美子委員にお願いしたいと思いますが、宜しいでしょうか。

(山本委員：了解)

教 育 長：それでは、第18号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします

高 木：第18号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものであります。提案理由といたしましては、賀茂地区統一の学校処務規程条文及び様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処務規程の一部改正が必要となったためであります。詳細につきましては担当係長より説明をさせていただきます。

石 田：詳細について説明いたします。この西伊豆町立学校庶務規程の一部改正ですが、内容としまして3点ございます。まず1点目がインフルエンザの出席停止通知の様式の追加になります。こちらが新旧対照表の後ろから3枚目になります。こちらのインフルエンザ出席停止通知を追加するものになります。2点目が別表第2の文言の変更で、2ページをご覧ください。左側が現行、右側が改正案になっておりまして、現行はいじめ対策委員会と書いてあるものを、いじめ問題対策委員会に変更します。それから3点目が臨時職員休暇届の様式の変更です。4ページから7ページまでとなっております。4ページと5ページが現行のもので、6ページと7ページへと変更したいというものになります。簡単ですけど

も、説明は以上となります。

教 育 長：議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか。

鈴木委員：臨時職員休暇届の記述は楽になるのか。それともそこまで変わらないのか。

石 田：29年度に県教育委員会の臨時的任用の身分の取り扱いの改正に合わせて、正規職員もやっております。それと合わせて、臨時職員の特別休暇も正規職員と同様に取得できるようにということで、正規職員の様式と合わせたものです。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第18号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第18号議案については原案のとおり可決されました。次に、第19号議案の「平成31年度西伊豆町教育行政の基本方針（案）について」を議題といたします。こちらは私の方から説明をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと思います。それでは今年度中に教育大綱について見ていただきました。大方そこからの抜粋となります。2019年度の西伊豆町教育行政の基本方針が出てきたのが、一番上に四角で囲んでおります、国の第3次教育振興基本計画2018年度から2022年度版になりまして、これについてはお手元に資料をご用意しておりません。インターネットで拾ってきたもので、そこへと主なものを書き出しておきました。そしてこの基本計画が出てきたものとして、枠の下の方へと書き出しておきました。それと合わせまして静岡県教育振興基本計画2018年度から2021年度版のものになります。この中から主なものを拾って、西伊豆町教育大綱2019年度から2020年度版を作成いたしました。その基本理念と基本目標、大柱、中柱については、教育大綱の中ですでに確認して頂いていることです。そしてその教育大綱の中から2019年度の重点目標ということで、そこに1番から10番まで拾いました。1番から10番までのうち、1番と2番については、基本理念と基本目標に関わること。そして3番から10番までについては、教育大綱の最後のページから項目を拾って、全部で10項目あります。そしてなかでも一番重点に行いたいというところについて、教育大綱に書かれていた何点かのなかから、1点だけを重点的に拾いました。それで2019年度重点目標とさせていただきます。そしてその裏になりますが、2019年度の西伊豆町教育環境整備ということで、その1番から7番まで拾いました。以上ざっくりですが、説明させていただきましたが、いかがでしょうか。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第19号議案の「平成31年度西伊豆町教育行政の基本方針（案）について」原案のとおり賛成の方

の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第19号議案については原案のとおり可決されました。次に、第20号議案の「西伊豆町指定文化財指定に関する保持団体の追加認定の諮問について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします

高 木：それでは、第20号議案の「西伊豆町指定文化財指定に関する保持団体の追加認定の諮問について」をご覧ください。こちらは、西伊豆町文化財保護審議会条例第13条に基づき提案するものでありまして、諮問内容につきましては、記載のとおりでございますが、平成29年11月22日に町指定民俗文化財として指定された「正月魚（しょうがつよ）」の保持団体が現在「田子地区まちづくり協議会」となっておりますが、「西伊豆町商工会」を保持団体として追加してよいかを町文化財保護審議会に諮問したいというものでございます。西伊豆町商工会を保持団体に指定する理由といたしましては、西伊豆町商工会は、活動のひとつとして特産品のPR活動を行い、その中で「正月魚（しょうがつよ）」をPRし地域振興に繋げており、保持団体に相応しい団体と言えると判断したためでございます。詳細につきましては、担当主幹から説明をいたします。

萩 本：私の方から説明させていただきます。申請書の方は別途ついているかと思えます。商工会からこちらの方で追加をお願いしたいということで申請が来ましたので、事務局の方で確認をさせていただきました。商工会につきましては、町が支援をする公的な団体でございます。知名度や信頼性も高いということでございます。さらに会員のなかには、「正月魚（しょうがつよ）」を扱っている団体も加入されており、視察や報道等にも対応できると考えられ、さらにPRにもつながるといふこともありますので、継保持団体に相応しい団体であるということから、追加団体にしてもいいのではないかという考えということで、判断をさせていただきました。簡単ですが以上となります。

教 育 長：議案に対する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

渡邊委員：実際、これが「正月魚（しょうがつよ）」だという認定されるようなものを製造している会社というのは、いくつあるのか。カネサのみなのか。

萩 本：そうです。一応カネサさんが主なのですが、入久さんや田子丸さんも扱っております。実際に作っているのはカネサさんのみです。

渡邊委員：よくホテルなどに飾られているものは、製造元は1つということか。

萩 本：そうなります。

鈴木委員：商工会が保持団体になることによって、メリットはあるのか。

萩 本：より対外的なPRがしやすくなるということと、受けるときに対応もしやすくなるということも考えられます。

鈴木委員：西伊豆町が支援しているということが言えるようになるのか。

萩 本：そうです。

山本委員：基本的なことだが、「正月魚（しょうがつよ）」というのが、本当の言い方なのか。私は「しょうがつゆ」とずっと聞いていた。

高 木：最初に認定する時にも、そのような話があったかと記憶しています。

教育長：正式といいますか、いくつかあったのかと思います。

渡邊委員：認定するためのシールみたいなものはあるのか。例えば、この商品は正規な「正月魚（しょうがつよ）」だということを証明するようなものは。

萩 本：特にはないです。町の指定を受けるものが「正月魚（しょうがつよ）」ということで、指定をしたという証明となります。

高 木：物というよりも、ここにも種別がありますが風俗、習慣というようなことでの指定となります。

鈴木委員：塩に鰹だとあまりにも。鰹でなくても、ほかの魚で塩漬けにしたものは沢山ある。

教育長：他所の地区ではそういうものがあるという話も認定する時に出ました。

高 木：ただここ地域でというのは鰹でという指定になります。

森本委員：物産展でPRが出来るということか。

萩 本：町の指定を受けておりますということになりますので、しやすくなるかと思えます。

教育長：特許となると全ての名称を登録していかなければいけないのだけれども、そういうことでもないので、名称についてはどれかということになります。

高 木：今回、登録は名称とありますけれども、読み方も含めてこちらで登録したということになります。この名称等も当初に田子地区のまちづくり協議会の申請が上がってきた名称となります。

教育長：それでは、他に意見がないようですので、第20号議案の「西伊豆町指定文化財指定に関する保持団体の追加認定の諮問について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第20号議案については原案のとおり可決されました。次に、第21号議案から本日追加の第25号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報、また議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：それでは、全員異議なしと認めますので、第21号議案から第25号議案は秘密会といたします。それでは、第21号議案「平成31年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第21号議案の「平成31年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」をご覧ください。こちらは、西伊

豆町児童生徒就学援助費支給要綱第5条第7号及び第8条第1項により、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請のあった者に対し、入学前支給してよいかご審議いただきたいものであります。詳細につきましては担当者が説明をいたします。

山 本：(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：それでは、第21号議案の「平成31年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第21号議案については可決されました。次に第22号議案「平成30年度準要保護児童生徒の追加認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第22号議案をご覧ください。「平成30年度準要保護児童生徒の追加認定について」ですが、学校教育法第19条の援助措置規程及び西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第2条に基づき、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒として認定してよいか提案するものであります。提案理由としては、住民税非課税世帯等に該当するためであります。詳細については、担当の山本から説明をさせていただきます。

山 本：(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第22号議案「平成30年度準要保護児童生徒の追加認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第22号議案については可決されました。次に第23号議案の「平成30年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に、都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申を待って、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとするあり、同法第25条には、教育長に委任する事ができない事項として、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とある事から、今回提案するものであります。なお、詳細につきましては、別紙の内申案により教育長から説明をお願いしたいと思います。

教 育 長：(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第23号議案の「平成30年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第23号議案については可決されました。次に、第

24号議案の「平成31年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第24号議案の「平成31年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものであります。では、別紙資料によりご説明をさせていただきます。

（秘密会により質疑省略）

教 育 長：第24号議案の「平成31年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」原案のとおり承認される方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第24号議案については原案のとおり承認といたします。次に、第25号議案の「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：では、第25号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」をご覧ください。賀茂地区5町に3人の指導主事を共同設置しておりますが、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の第4条第1項に、「指導主事は、関係町の教育委員会が協議して定める候補者について、幹事町の教育委員会が選任するものとする。」とありますので、候補者としてよいか提案するものであります。なお、候補者につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。

教 育 長：（別紙により説明）

（秘密会により質疑省略）

教 育 長：第25号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」提案どおり候補者とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教 育 長：挙手全員ですので、第25号議案については可決されました。これで秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

（秘密会終了）

教 育 長：以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして平成30年度第9回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。